

# 独立行政法人さけ・ます資源管理センター役員退職手当支給規程

平成13年4月1日  
13規程第37号

改正 平成15年 6月30日 15独さ第187号

改正 平成16年 1月16日 15独さ第469号

改正 平成16年 3月29日 15独さ第560号

(趣旨)

第1条 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの役員の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常時勤務に服することを要する役員(以下「常勤役員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

ただし、常勤役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条の規定により解任された場合(同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された場合を除く。)は、当該常勤役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、常勤役員以外の役員には、支給しない。

(支給額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職の日における俸給月額に、100分の12.5の割合(以下「支給割合」という。)を乗じて得た額に、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、次条第3項後段又は第5条第1項の規定により、引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、それぞれ退職した日における当該異なる役職ごとの俸給月額に、それぞれ当該異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、支給割合を乗じて得た額に、それぞれ当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書に規定する場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から先に減ずるものとする。

3 常勤役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

(国の職員等として在職した後引き続いて常勤役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 常勤役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国の職員等(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国の職員等として在職した後引き続いて再び常勤役員となった者の前条の規定による在職期間の計算については、先の常勤役員としての在職期間の始期から後の常勤役員としての在職期間の終期までの期間は、常勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国の職員等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて常勤役員となるため退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった場合におけるその者の常勤役員としての引き続いた在職期間には、その者の国の職員等としての引き続いた在職期間を

含むものとする。

- 3 常勤役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国の職員等となった場合又は第2項の規定に該当する常勤役員が退職し、かつ、引き続いて国の職員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 4 国の機関又は独立行政法人通則法第2条第2項に定める特定独立行政法人（以下「国の機関等」という。）から復帰した第1項の常勤役員が、退職した場合における国の職員等としての在職期間中の第3条第1項ただし書の俸給月額を、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。
- 5 第2項の常勤役員が、引き続き国の職員等となることなく退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、第2項に規定する在職期間（国の職員等としての在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条の勤続期間とみなし、国の職員等を退職した日の俸給月額を勘案して理事長が別に定める額を同法の退職の日における俸給月額とみなして、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法第11条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「常勤役員」と読み替えるものとする。

（遺族からの排除）

第7条 遺族からの排除については、国家公務員退職手当法第11条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「常勤役員」と読み替えるものとする。

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第8条 常勤役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、その限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第10条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第9条 理事長は、退職した常勤役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、退職手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが、一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

（1）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（2）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職手当の返納)

第10条 退職手当の返納については、国家公務員退職手当法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「各省各庁の長等」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(実施細則)

第11条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月30日15独さ第187号)

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則 (平成16年1月16日15独さ第469号)

この規程は、平成16年1月16日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日15独さ第560号)

- 1 この規程は、平成16年1月16日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日に現に在職する常勤役員が引き続き常勤役員として在職した後施行日以後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより得られる額の合計額とする。ただし、平成16年1月分に係る退職手当の額は、第3条の規定を適用したとした場合に得られる額とする。
  - 一 施行日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の施行日の前日における俸給月額に常勤役員に任命された日から施行日の属する月の前月までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得られる額
  - 二 施行日以後の在職期間に係る退職手当の額 施行日属する月以後の在職期間につき第3条の規定により得られる額
- 3 前項第1号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。